



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………
- …(環境局総務部環境政策課)…
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………
- 特別免許状に関する規則の一部を改正する規則……………
- 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(同)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- …(同)…

公告

- 特別免許状に関する規則の一部を改正する規則……………
- 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(同)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- …(同)…

告示

●東京都告示第九千九百三十三号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月六日
 東京都多摩建築指導事務局長 浅井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和三年八月十七日	昭島市松原町 延長 五丁目三千十番五の一部及び 幅員 五・〇〇
		び三千十一番 幅員 五・〇〇

●東京都告示第九千九百三十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年九月六日
 東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

渋谷区 渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、渋谷四丁目、東一丁目、東二丁目、東四丁目、神宮前五丁目、神宮前六丁目、神南一丁目、宇田川町、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、桜丘町、南平台町、鶯谷町、猿楽町、代官山町、恵比寿西二丁目及び広尾三三丁目の区域

港区 南青山五丁目、南青山六丁目、南青山七丁目及び北青山三三丁目の区域

目黒区 青葉台二丁目及び青葉台三三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

渋谷二丁目西地区市街地再開発準備組合
 理事長 北田 光重

渋谷区渋谷二丁目十四番六号 第二かわなビル五階

三 対象事業の名称及び種類
 (仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業
 高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略
 対象事業は、渋谷区渋谷二丁目十三番・十四番・十六番地内の敷地面積約一万四千五百平方メートルに、事務所、店舗、ホテル、バスターミナル及び駐車場等を主要用途とする建築物を計画するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和三年九月六日から同年十月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号

イ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

ウ 目黒区環境清掃部環境保全課

目黒区上目黒二丁目十九番十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(二) 記載事項

- ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
- イ 対象事業の名称
- ウ 環境の保全の見地からの意見

(二) 期限

令和三年十月二十日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇ー一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme>

[nt/reading_guide/index.html](https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme/nt/reading_guide/index.html)

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第 40 条第 4 項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第 52 条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第 9 条の規定に係わらず、同施行規則第 54 条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価等を行う。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論	
1. 大気汚染	工事の進行中	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.073ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は66.7%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.055mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は26.0%である。</p> <p>工事の施行にあたっては、建設機械による寄与濃度を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働及び平準化に努め、最新の排ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037～0.042ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.02～0.72%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.043mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.01%未満～0.02%である。</p>
	工事の完了後	<p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037～0.041ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.06～1.02%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.043mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は0.01%未満～0.02%である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.039ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は10.56%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.043mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.17%である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.6%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、解体工事の実施時（工事着工後10ヶ月目）で最大71dB、本体工事の実施時（工事着工後33ヶ月目）で最大68dBであり、評価の指標とした動音基準値(80dB)を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{eq})は、解体工事の実施時（工事着工後10ヶ月目）で最大65dB、本体工事の実施時（工事着工後33ヶ月目）で最大61dBであり、評価の指標とした動音基準値(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間65～69dBであり、全地点で、環境基準値(昼間65dB、70dB)を満足する。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{eq})は、昼間40～48dB、夜間36～45dBであり、評価の指標とした規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間においては最大1dB、夜間においては最大1dB未満である。</p>
3. 日影	<p>工事の完了後</p> <p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地敷地境界から北西側約1,400mの渋谷区神南二丁目より、北側約320mの渋谷区神宮前五丁目を経て、北東側約1,480mの港区南青山二丁目に及び範囲であると予測するが、計画地北側の日影規制指定区域において、日影規制である5時間又は3時間以上の日影は及ばない。また、計画地北東側の日影規制指定区域において、日影規制である4時間又は2.5時間以上の日影は及ばない。</p> <p>計画地周辺地域、特に東側に存在する教育施設への日影の影響を低減するため、高層の計画建築物を計画地全体の中央付近に配置し、計画地北側敷地境界から極力セツトバックした他、計画地南東側を広場空間とすることにより、日影の影響を低減に努める計画とした。</p> <p>これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、おおむね計画地北側の限られた範囲となり、日影の影響を低減していると考え、以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考え。</p>
4. 電波障害	<p>工事の完了後</p> <p>【計画建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物により、地上デジタル放送については計画地南西側、衛星放送については計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波の遮へい障害が生じると予測するが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブリングテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考え、</p> <p>なお、反射障害については、地域的な反射障害として図示するまでに至らない程度と考え、</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考え。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 風環境	<p>工事の完了後</p> <p>【計画建築物の設置に伴う計画地周辺の平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 防風対策を行わない場合、B街区計画建築物1Fの東側敷地内に領域C（中高層市街地相当）となる地点が1地点生じると予測されるが、防風植栽による防風対策を講じることにより、この地点は領域B（低中層市街地相当）に改善された。</p> <p>また、A街区西側敷地内に防風植栽を設置することで、A街区内の主要な歩行者動線土において領域Bとなる2地点を領域A（住宅地相当）に改善した。</p> <p>したがって、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A（住宅地相当）及び領域B（低中層市街地相当）に相当する風環境が維持されるものと考え。</p>
6. 景観	<p>工事の完了後</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域および中景域においては、計画地周辺に位置する渋谷ヒカリエ、渋谷スクランブルスクエア、渋谷ストリーム等と併せて、都市的な景観要素の一部となるものとなり、遠景域においては、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」「ターミナル駅を核とする商業・業務中心地においては、各地域の特性を活かし、当該地域の顔となる景観を形成する」を満足するものと考え。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から高層の建物が混在する地域となっている。したがって、既に建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による形態率の増加は最大でも空虚交差点の7.03ポイントである。さらに圧迫感の軽減のために、植栽を配置する等の景観上の配慮を行う計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考え。</p>

規則(教)

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十九号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(平成元年東京都教育委員会規則第三十七号)の一部を

次のように改正する。

別記第一号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

別記
第1号様式(第2条、第3条及び第3条の2関係)
教育職員免許状授与申請書(個人申請用)

新免・旧免

申請免許状の種類	教諭 専修 1種 2種 免許状	教科領域	[]
(フリガナ) 氏名	本籍地 都・道 府・県	年 月 日生	
旧姓又は通称がある場合、免許状への併記を 旧 姓 通称名	<input type="checkbox"/> 希望する。 (どちらかにチェックを付けてください。)	<input type="checkbox"/> 希望しない。	
私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までの規定に該当しないことを宣言し、関係書類を添付の上、上記免許状の授与を申請します。 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定 3号 無類以上の刑に処せられた者 4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			
住 所	年 月 日	(電話番号 メールアドレス)	
申請者氏名	(電話番号 メールアドレス)	(所在地：東京都 区・市・町・村)	
郵 務 校	(申請者の住所が都外の場合のみ記入) 東京都教育委員会 課		
※以下、東京都教育委員会記入欄			
戸籍謄本等確認	年 月 日	長 権 認	有効期間満了日又は 修了確認期限
住民票の写し等確認	年 月 日	長 権 認	所要資格取得年度
適用規定	免許法第5条 別表第()号 備考第()項 附則第()項		年度
添付書類	学力に関する証明書		
	介護等体験証明書		
	高等学校・大学卒業証明書等		
	幼・小・中・高免許状等		
	実務に関する証明書		
	更新講習修了確認証明書等		
修得単位	教科 専修 及び 教 諭 特 支 其 他	手 教 料	受 領

別記第十号様式中

実務に関する証明書

氏名

藤村 敬一

さ

生年月日

年 月 日 本籍地

都 道 府 県

藤村 敬一

実務に関する証明書

氏名

通称名

藤村 敬一

こ

生年月日

年 月 日 本籍地

都 道 府 県

改める。

別記第十一号様式、第十八号様式及び第十九号様式を次のように改める。

第11号様式(第9条関係)

身体に関する証明書

氏名

旧姓

通称名

生年月日

年 月 日 本籍地

都・道 府・県

※ 旧姓及び通称名の記入は任意

1 視力

右

(矯正)

)

2 聴力

右

(矯正)

)

3 疾病異常

ない・ある (病名)

)

4 総合判断

一般生活を送る上で健康上問題がない・ある

)

(該当する方を○で囲んでください。また、「ある」を○で囲む場合は、下の余白に具体的に記入してください。)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

医療機関名

医師名



(日本産業規格A列4番)

第18号様式 (第17条関係)

受	付	番	査
---	---	---	---

※戸籍簿(抄)本
 年 月 日 長

教育職員免許状書換え申請書

東京都教育委員会 殿

申請日 年 月 日
 申請者氏名 _____
 生年月日 年 月 日
 住 所 _____ (電話番号)
 勤 務 先 _____ (電話番号)
 メールアドレス _____

下記のとおり、教育職員免許状の書換えを申請します。

記

1 異動事項

(旧)	本籍地 都・道 府・県	(フリガナ) 氏 名	旧姓(免許状に記載がある場合のみ)	通称名(免許状に記載がある場合のみ)
(新)	本籍地 都・道 府・県	(フリガナ) 氏 名	旧姓(免許状への記載を希望する場合)	通称名(免許状への記載を希望する場合)

2 書き換える免許状

種類		教諭免許状		専修		1種(級)		2種(級)	
1	記号番号	第 号	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事				
2	授与年月日	年 月 日	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事				
種類		教諭免許状		専修		1種(級)		2種(級)	
3	記号番号	第 号	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事				
3	授与年月日	年 月 日	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事				

(日本進業規格A列4番)

第19号様式 (第17条関係)

受	付	番	査
---	---	---	---

教育職員免許状再交付申請書

東京都教育委員会 殿

申請日 年 月 日
 申請者氏名 _____
 住 所 _____ (電話番号)
 勤 務 先 _____ (電話番号)
 メールアドレス _____

下記の教育職員免許状を別紙証明書及び理由書を添付して再交付申請します。

記

1 記載事項

(フリガナ)	本籍地	生年月日
氏 名	都・道 府・県	年 月 日
旧 姓 (免許状に記載がある場合のみ)	通称名 (免許状に記載がある場合のみ)	

種類		教諭免許状		専修		1種(級)		2種(級)	
1	記号番号	第 号	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事				
1	授与年月日	年 月 日	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事				
1	卒業年月	年 月 卒業	卒業学校						

種類		教諭免許状		専修		1種(級)		2種(級)	
2	記号番号	第 号	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事				
2	授与年月日	年 月 日	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事				
2	卒業年月	年 月 卒業	卒業学校						

※ 処理欄
 再交付申請の理由(状況等)

破損 汚損 焼失 流失 盗難 その他 ()

(日本進業規格A列4番)

別記第二十号様式中

「氏名」を
「氏名」(旧姓) (通称名)に
「右の者に」の定めるところにより
「右の者に」の定めるところにより
助教諭免許状を授与する。
改める。

別記第二十三号様式(表)及び第三十号様式を次のように改める。

第23号様式(第3条関係)

(表)

特別非常勤講師届出書		年	月	日
東京都教育委員会 殿		任命権者		
特別非常勤講師を下記のとおり任命し、又は雇用したいので、届け出ます。 なお、被任命者が担任しようとする教科の領域の一部等の教授又は実習について、有用な知識若しくは技能又は経験を有することを確認しました。				
記				
1 設置者				
2 被任命者の勤務しようとする学校名等				
学 校 名	校 長			
所 在 地				
3 被任命者の氏名等				
※ 旧姓及び通称名は被任命者が希望する場合のみ記入				
氏 名	(※旧姓)			
※ 通 称 名				
生 年 月 日				
職 業 等				
勤務の継続の有無	新規	学 校 名	年 月 日	年 月 日まで
	継続	期 間	年 月 日	年 月 日まで
4 担任する教科の領域の一部等				
課程・学科名	全・定	科	教	科
コース名	領域の一部等			
具体的内容				
時 間 数	適当たり	時間/週	時間/年(時間×回)	
勤 務 期 間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日まで

(日本産業規格A列4番)

第30号様式 (第43条関係)

教育職員免許状授与(交付)証明申請書

東京都教育委員会 殿

申請日 年 月 日
 申請者氏名 _____
 住 所 _____ (電話番号) _____
 勤務先 _____ (電話番号) _____

下記の教育職員免許状授与(交付)を受けたことの証明を申請します。

記

1 記載事項 ※ 旧姓及び通称名は免許状に記載がある場合のみ記入

本籍地	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
都道府県	※旧姓		
	※通称名		

種類	番号	第 号	専修	
			1種(級)	2種(級)
1	授与年月日		専修	東京府教育委員会
	卒業年月日		権者	東京都知事
	卒業月		卒業	学校
	卒業日		学校	
	明教			
	証			
	枚			

種類	番号	第 号	専修	
			1種(級)	2種(級)
2	授与年月日		専修	東京都教育委員会
	卒業年月日		権者	東京都知事
	卒業月		卒業	学校
	卒業日		学校	
	明教			
	証			
	枚			

種類	番号	第 号	専修	
			1種(級)	2種(級)
3	授与年月日		専修	東京都教育委員会
	卒業年月日		権者	東京都知事
	卒業月		卒業	学校
	卒業日		学校	
	明教			
	証			
	枚			

(日本産業規格A列4番)

別記第三十一号様式中

「氏名

」氏名

改める。

(旧姓)

(通称名)

」を

」に

別記第三十二号様式(表)、第三十三号様式及び第三十三号様式の一を次のように改める。

第33号様式の2 (第10条の2関係)

業務に関する証明書(法附則第19号適用・保育園)

捺印取扱い

氏名 旧姓 通称名 ※ 旧姓及び通称名の記入は任意

生年月日 年 月 日 本籍地

勤務成績評価 良好・不可 ※どちらかに○を付ける。
(評価の基礎となる具体内容記入欄)

職名	期間	期間計		実労働時間数
		から	まで	
ア 在勤期間	年 月 日	から	まで	時間
	年 月 日	から	まで	時間
	年 月 日	から	まで	時間
	年 月 日	から	まで	時間
イ 実際には勤務しなかつた事由	年 月 日	から	まで	時間
	年 月 日	から	まで	時間
	年 月 日	から	まで	時間
	年 月 日	から	まで	時間

施設名(認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について全て記載してください)

所在地

電話番号

施設の詳細

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

設置者

代表者 職・氏名

(日本産業規格A列4番)

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十号

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則

特別免許状に関する規則(平成元年東京都教育委員会規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十一条において」を「以下」に改める。

第七条第一項中「定める者」の下に「(以下「学識経験者」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

- 申請日において、受検者が、特別免許状又は免許法第四条第一項に規定する教育職員の臨時免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、免許法第三条の二に定める免許状を有しない非常勤講師として勤務していることにより推薦を行う任命権者がその勤務実態を把握している場合その他教育長が別に定める場合には、第一項の規定にかかわらず、第三条により提出された書類の学識経験者による確認をもって第一項に規定する面接に代えることができる。

第八条第一項中「含む。」の下に「又は同条第三項に規定する書類の確認の結果」を加える。

第十条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別記第一号様式中

教育職員特別免許状検定授与申請書

申請免許状の種類	教育職員免許法及び教育公務員特 例法の一部を改正する法律（平成19 年法律第98号）附則第2条適用	教科又は教科の領域 の一部に係る事項	年 月 日生
	学校教諭 特別免許状		
本籍地	(フリガナ)		
部・道 府・県	氏 名		

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及び特別免許状を授与された後は、教育職員として職務を誠実に遂行することを宣誓し、教育職員免許法第5条第3項及び第4項の規定に基づき、別紙関係書類を添えて、上記特別免許状の検定による授与を申請します。

教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定

3号 禁錮以上の刑に処せられた者

4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

住 所
申請者氏名
連絡先
(上記以外にある場合)
東京都教育委員会 殿

(電話)
(電話)

や

教育職員特別免許状検定授与申請書

申請免許状の種類	教育職員免許法及び教育公務員特 例法の一部を改正する法律（平成19 年法律第98号）附則第2条適用	教科又は教科の領域 の一部に係る事項	年 月 日生
	学校教諭 特別免許状		
(フリガナ)	氏 名	本籍地	年 月 日生
旧姓又は通称名がある場合、免許状への併記を 旧 姓 通称名	<input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 （どちらかにチェックを付けてください。）		

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及び特別免許状を授与された後は、教育職員として職務を誠実に遂行することを宣誓し、教育職員免許法第5条第3項及び第4項の規定に基づき、別紙関係書類を添えて、上記特別免許状の検定による授与を申請します。

教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定

3号 禁錮以上の刑に処せられた者

4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

住 所
申請者氏名
連絡先
(上記以外にある場合)
東京都教育委員会 殿

(電話)
(電話)

に

改める。

別記第二号様式甲

「氏 名

「氏 名
(旧 姓)
(通称名)

※ 旧姓及び通称名の記入は任意

改める。

別記第三号様式を次のように改める。

に

第3号様式(第3条関係)
(表)

第 号
月 日
年

推 薦 書

東京都教育委員会 殿

教育職員免許法第5条第3項の規定に基づき、下記の者を推薦します。

任命権者

記

1 受検者の勤務する学校、校長名及び所在地
学 校 名 _____
校 長 名 _____
所 在 地 _____

2 受検者の住所及び氏名 (旧姓及び通称名の記入は任意)
住 所 _____
氏 名 _____
(旧 姓) _____
(通 称 名) _____

3 受検者の担当する教科又は教科の領域の一部の名称
学 校 種 _____
教 科 _____

4 受検者が授与された教育職員免許状 (いずれか一つを○で囲む。)
普通免許状 ・ 特別免許状 ・ 臨時免許状 ・ なし

(日本産業規格 A列 4番)

(裏)

5(1) 申請日時点の任命権者における受検者の任用の有無(いずれか一つを○で囲む。)
有 (職名 _____) ・ 無

(2) (1)における受検者の勤務実績評価 ((1)が有の場合のみ)

6 受検者が、学校教育の効果的な実施に特に必要である理由

7 勤務校における受検者の研修計画について

(受検者が基本的な日本語力が不十分な場合は、担当教科に関する学習指導要領等の共通理解を図るための体制についても併せて記載すること。)

別記第四号様式中

「氏名」(旧姓) (通称名) 「を」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特別免許状に関する規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月六日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第三十一号

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則(平成二十一年東京都教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式表、第二号様式表、第三号様式表及び第五号様式表を次のように改める。

別記 第1号様式(第6条及び第8条関係)

更新 新免・旧免

有効期間更新・免許状更新講習修了確認申請書

東京都教育委員会 殿

1 申請内容(下記いずれかに○印を付けること。)

Table with 2 columns: 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新, 免許状更新講習修了確認(平成19年改正法附則第2条第2項) ※日免許状持特者(期限内の申請)

2 上記の申請をする者

Form fields for applicant information: 氏名, 旧姓, 旧姓又は通称名, 勤務校・機関, 職名, 電話番号, 職員番号, 自宅住所, 昭和 年 月 日, 平成 年 月 日, 東京都, 本籍地, メールアドレス

3 現在の有効期間の満了の日又は修了確認期限

年 月 日

4 有する免許状

Table with 5 columns: 免許状種類, 教科又は領域, 免許状番号, 授与年月日, 授与種者, 免許状に記載の氏名, 免許状に記載の本籍地

※記入欄が不足する場合には、裏面に記入すること。

5 修了又は履修した免許状更新講習

Table with 4 columns: 領域, 開校者(大学等名), 修了(履修)年月日, 対象免許種

※ 事務処理記入欄

Table with 2 columns: 戸籍・住民票の写し確認, 受理

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第6条及び第10条関係)

(表)

免除

新免・旧免
年 月 日

有効期間更新(更新講習受講免除)・免許状更新講習免除申請書

東京都教育委員会 殿

1 申請内容(下記いずれかに○印を付けること)

<input type="checkbox"/>	普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新(免許法第9条の2第3項後段) ※新免許状所持者
<input type="checkbox"/>	免許状更新講習受講免除(平成19年改正法附則第2条第5項) ※旧免許状所持者

2 上記1の申請をする者

(ふりがな) 昭和 年 月 日
 氏名 生年月日 平成 年 月 日
 旧姓又は通称名がある場合、証明書への併記を□希望する。□希望しない。(どちらかにチェックを付けること。)
 旧姓
 通称名
 勤務校・機関 職名
 (東京都 区・市・町・村) 電話番号(本人・日中連絡先) 本籍地
 職員番号(公立学校に勤務し、職員番号がある場合のみ) 電話番号(勤務校・機関) 都道府県
 自宅住所 メールアドレス

3 現在の有効期間の満了の日又は修了確認期限

年 月 日

4 免除事由:

- 免除対象の職にあること(職:理事長、理事、校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主任教諭、指導教諭等)。
 - 免許状更新講習の講師を勤めたこと(講習受講日: 年 月 日)。
 - 免許管理者が指定する表彰の受賞(受賞時期: 年 月 日) (表彰の名称:) (表敬主併書者:)
- ※該当する事由にチェックを付け、必要事項を記入すること。

5 有する免許状

免許状の種類	教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
				教育委員会 府県		都道府県
				教育委員会 都道府県		都道府県
				教育委員会 都道府県		都道府県
				教育委員会 都道府県		都道府県

※記入欄が不足する場合には、裏面に記入すること。

【証明書記入欄】 ※ 上記の免除事由に該当することの証明のため欄記入ください。
上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の規定する者又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項の規定する者に該当することを証明する。

証明年月日 年 月 日 所属(校)名・職 氏名

印

※ 事務処理記入欄

戸籍・住民票の写し確認	受付	受領
年 月 日	氏名	

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(第7条及び第9条関係)

(表)

延長・延期

新免・旧免
年 月 日

有効期間延長・修了確認期限延期申請書

東京都教育委員会 殿

1 申請内容(下記いずれかに○印を付けること)

<input type="checkbox"/>	普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長(免許法第9条の2第5項) ※新免許状所持者
<input type="checkbox"/>	免許状更新講習修了確認期限の延期(平成19年改正法附則第2条第4項) ※旧免許状所持者

2 上記1の申請をする者

(ふりがな) 昭和 年 月 日
 氏名 生年月日 平成 年 月 日
 旧姓又は通称名がある場合、証明書への併記を□希望する。□希望しない。(どちらかにチェックを付けること。)
 旧姓
 通称名
 勤務校・機関 職名
 (東京都 区・市・町・村) 電話番号(本人・日中連絡先) 本籍地
 職員番号(公立学校に勤務し、職員番号がある場合のみ) 電話番号(勤務校・機関) 都道府県
 自宅住所 メールアドレス

3 現在の有効期間の満了の日又は修了確認期限

年 月 日

4 延長又は延期後の新たな有効期間の満了の日又は修了確認期限

- 自身の故障による休職 在外教育施設等に勤務(機関名:)
 - 旧事業中に延長されたことによる休職 再発免許状取得のため大専修等に在籍
 - 所定休職 病前及び病後の休業 退任から10年未満の免許状を有していること。
 - 育児休業 介護休業 ※旧免許状所持者のみ 新旧免許状併存者のみ
- (期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
 ※該当する事由にチェックを付け、必要事項を記入すること。

5 有する免許状

免許状の種類	教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
				教育委員会 府県		都道府県
				教育委員会 都道府県		都道府県
				教育委員会 都道府県		都道府県
				教育委員会 都道府県		都道府県

※記入欄が不足する場合には、裏面に記入すること。

【証明書記入欄】 ※ 上記5の延長事由に該当することの証明のため欄記入ください。
上記の者は、教育職員免許法第9条の3第3項第1号又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条の規定する者に該当することを証明する。

証明年月日 年 月 日 所属(校)名・職 氏名

印

※ 事務処理記入欄

戸籍・住民票の写し確認	受付	受領
年 月 日	氏名	

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第8条関係)
(表)

旧免

回復

年 月 日

教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)
附則第2条第3項第3号に規定する確認申請書

東京都教育委員会 殿

1 申請内容

教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認申請書 ※旧免許状所持者(修了確認期限を超過した後の申請(回復確認申請))

2 上記1の申請をする者

(ふりがな)

氏名

昭和 年 月 日

旧姓又は通称名がある場合、証明書への併記を希望する。希望しない。(どちらかにチェックを付けること。)
旧姓: 通称名:

勤務校・機関

職名

東京都 区・市・町・村

本籍地

都道府県

〒

区・市・町・村

職名

〒

都道府県

自宅住所

〒

区・市・町・村

職名

〒

都道府県

※職名、勤務校・機関は、申請日時点のものを記載すること。記載できない場合は不要

3 修了確認期限

年 月 日

4 修了確認期限時点における有効な免許状を必要とする職での勤務 有・無

※有・無のいずれかに○印を付ける。

5 有する免許状

免許状種類	教科又は 領域	免許状番号	授与年月 日	授与権者	免許状に記 載の氏名	免許状に記 載の本籍地
				教育委員会		都道府県
				教育委員会		都道府県
				教育委員会		都道府県
				教育委員会		都道府県
				教育委員会		都道府県

※記入欄が不足する場合には、裏面に記入すること。

6 修了又は履修した免許状更新講習

領域	開設者(大学等名)	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

※ 事務処理記入欄

戸籍・住民票の写し確認	受付	受領
年 月 日	年 月 日	年 月 日
長確認		

(日本産業規格A列4番)

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則別記第一号様式から第三号様式まで及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年九月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

小平市上水新町一丁目千三百
六十六番六
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年九月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年九月六日

東京都知事 小池百合子	一 店舗名 (仮称)世田谷船橋六丁目計画	二 店舗所在地 世田谷区船橋六丁目三十一番一 号 ほか	三 設置者名 S M F L みらいパートナーズ株 式会社	四 設置者住所 千代田区大手町一丁目五番一 号	五 小売業を行う者の 氏名又は名称 サミット株式会社	六 新設をする日 令和四年四月六日	七 店舗面積の合計 千五百六十一平方メートル	八 駐車場の位置及び 収容台数 店舗内 四十八台	九 駐輪場の位置及び 収容台数 店舗北西側 ほか 百十台	十 荷さばき施設の位 置及び面積 店舗北西側 八十七平方メー トル	十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗北西側 九・三六立方メー トル	十二 小売業を行う者 の開店時刻 午前九時	十三 小売業を行う者 の閉店時刻 翌午前一時	十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 午前八時三十分から翌午前一時三 十分まで	十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 一箇所 店舗北西側	十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十時まで	きる時間帯	十七 届出日 令和三年八月五日	十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一 号)	十九 縦覧期間 令和三年九月六日から令和四年一 月六日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	二十 縦覧時間	一 店舗名 (仮称)コーナンPRO世田谷八 幡山店	二 店舗所在地 世田谷区八幡山一丁目九番二十六 号	三 設置者名 コーナン商事株式会社	四 設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一 番地一	五 小売業を行う者の 氏名又は名称 コーナン商事株式会社	六 新設をする日 令和四年四月十八日	七 店舗面積の合計 千七百七十九平方メートル	八 駐車場の位置及び 収容台数 店舗南側 ほか 五十六台	九 駐輪場の位置及び 収容台数 店舗北側 百五十台	十 荷さばき施設の位 置及び面積 店舗内 二十七平方メートル	十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗内 十・七二立方メートル	十二 小売業を行う者 の開店時刻 午前六時三十分	十三 小売業を行う者 の閉店時刻 午後九時	十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 午前六時十五分から午後九時十五 分まで	十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 二箇所 店舗南側 ほか	十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十時まで	十七 届出日 令和三年八月十七日	十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一 号)	十九 縦覧期間 令和三年九月六日から令和四年一 月六日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	二十 縦覧時間	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。
-------------	-------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	----------------------	---------------------------	--------------------------------	------------------------------------	--	---	-----------------------------	------------------------------	--	---	---	-------	--------------------	---	---	---------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------	---------------------------	------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------	-----------------------------	---	---	---	---------------------	---	---	---------	--

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年九月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 コープみらい稲城若葉台店
- 二 店舗所在地 稲城市若葉台三丁目十番
- 三 設置者名 JA三井リース株式会社
- 四 設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 古谷 周三
- 六 変更後の設置者の代表者名 新分 敬人
- 七 変更日 令和三年六月二十五日
- 八 届出日 令和三年八月二十日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和三年九月六日から令和四年一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)葛飾区亀有五丁目案件
- 二 店舗所在地 葛飾区亀有五丁目二百三十九番一ほか
- 三 設置者名 東京センチュリー株式会社
- 四 意見書
 - ア 提出者及び住所 個人ほか十一名 葛飾区在住
 - イ 概要
 - (ア) 開店時刻を午前九時、閉店時刻を午後十時とすること。合わせて駐車可能時間帯を午前八時三十分から午後十時三十分、荷さばき時間帯を開店時刻及び閉店時刻に対応して見直すこと。
 - (イ) 車両の出入りが、歩行者・自転車及び他の車両の交通に悪影響を及ぼさないよう警備誘導員を配備し適切な対応を行うこと。また、葛新三十六号は通学路、住民の生活道路であることから、来店車両を最大限抑制し、警察・葛飾区と協議を行い解決策を示すこと。
 - (ウ) 店舗北側の歩行者通路で駐輪場に入入りする自転車と歩行者が交錯するため、警備誘導員の配備等安全対策を講ずること。また、歩行者用通路と葛新三十六号のガード

(エ) 駐車場利用車両のライト、駐車場灯や騒音が近隣住宅に影響を及ぼさないよう対策を行い、荷さばき施設北側に防音壁を設置するとともに、自動二輪車スペースは設置せず、駐車料金政策を実施すること。臭気が近接建物に及ばないよう設備増強を検討し、店舗運営時は臭気、騒音のモニタリングを行うこと。午後十時以降の騒音レベルが、規制基準値を二十デシベル上回ることに對し、抜本的な対策を講ずること。

(オ) 店舗敷地内で風紀を乱す者が現れないよう防犯対策を行い、大規模地震や暴風等、災害時の防災対策を検討しておくこと。

(カ) 抑制的かつ新しいデザインと良好な住環境・景観との調和を両立できる外観等について検討すること。

(キ) 屋外照明・広告塔照明等は周囲の住宅に十分配慮し、日没後は屋外照明を停止すること。

(ク) ごみが店舗周辺に散乱しないようにし、除雪、落ち葉の除去を行うとともに、店舗のバリアフリー化を推進し、北東部のオープンスペース等ではワゴン販売等を実施しないこと。

ウ 収受日

五 縦覧場所

六 縦覧期間

令和三年八月六日
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
令和三年九月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条

七
縦覧時間

例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

